

地域団体商標の出願及び審査処理状況について

1. 地域団体商標制度の概要

(1) 地域団体商標制度の目的

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援する。

(2) 地域団体商標制度の概要

地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標が、事業協同組合や農業協同組合等の団体によって、地域との密接な関連性を有する商品（役務）に使用された結果、一定の範囲で周知（例えば隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていること）となった場合には、地域団体商標として登録を認める制度。

なお、本制度は平成18年4月1日に施行されたところ。

2. 地域団体商標の出願状況（1月15日現在）

(1) 出願件数（合計）：652件

(2) 地域別出願内訳一覧表

北海道	東北	関東	甲信越	北陸	東海
20	45	52	45	53	76
近畿	中国	四国	九州	沖縄	その他
212	35	20	62	29	3

*その他の3件は、外国（ジャマイカ、カナダ、イタリア）からの出願。

(3) 分野別状況

出願の傾向としては、農産物や海産物などの食品分野の出願が7割程度を占めており、その他には、織物などの工業製品分野や温泉などの役務分野において出願されている。

農水産一次産品	加工食品	菓子	麺類
311	80	30	27
酒類	工業製品	温泉	その他
12	162	22	8

3．地域団体商標の登録査定状況（1月15日現在）

（1）登録査定件数（合計）：114件

（2）地域別登録査定内訳一覧表

北海道	東北	関東	甲信越	北陸	東海
3	5	7	8	10	14
近畿	中国	四国	九州	沖縄	その他
38	5	5	14	5	0

*登録査定案件リスト（別紙1）参照

（3）分野別登録査定内訳一覧表

農水産一次産品	加工食品	菓子	麺類
35	12	3	3
酒類	工業製品	温泉	その他
3	47	10	1

4．今後の予定

平成19年4月には、「発明の日（4月18日）」の前後に「地域ブランドフェスティバル」を開催し、経済産業省本館1階において、登録案件のパネル等の展示を行うなどPRを展開する予定。